

# 都市計画法第32条の規定に基づく協議書

都市計画法第32条の規定により、開発行為（開発行為の変更）の協議を申請します。

年 月 日

三重県鈴鹿建設事務所長 様

協議申請者 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_

連絡先 氏名： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_

FAX： \_\_\_\_\_

## 1 開発行為の概要

(1) 開発区域に含まれる地域の名称： \_\_\_\_\_

(2) 開発区域の面積： \_\_\_\_\_

(3) 予定建築物等の用途： \_\_\_\_\_

## 2 協議事項

法令名等	協議内容	協議事項の有・無	指 示 事 項
境 界 確 定	県の管理する道路、河川等との境界	有・無	
道 路 法 (県道、県管理国道)	占用許可 加工許可	有・無	
国 有 財 産 法 (赤 道、水路等)		有・無	
河 川 法 (県管理河川)	河川区域及び河川保全区域内における占用等許可	有・無	
砂 防 法	砂防指定地内における作業等許可	有・無	
景 観 法	三重県景観計画区域内における行為等届出	有・無	
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等の指定及びその見込み 土砂災害危険箇所	有・無	
そ の 他	(海岸法、港湾法、地すべり防止法、急傾斜地法等)	有・無	

※ 鈴鹿市内において開発を行おうとする者は、開発に係る三重県県土整備部所管の許認可申請等について、あらかじめ鈴鹿建設事務所と協議してください。

※ 開発内容によっては、県庁内担当部署や国の機関とも協議が必要となりますので、開発の計画には十分留意してください。

問い合わせ先：三重県鈴鹿建設事務所 総務・管理室 管理課

鈴鹿市西条五丁目117番地 TEL：059-382-8683 FAX：059-382-1539